

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構			各課 定数	職 員 数			機 構					
				吏 員	事務員	計						
財 政 局 税 務 部	税 制 課		30	32		32	幸 区 役 所	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計			
	課 税 指 導 課		33	33		33		資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計			
	市 民 税 課		20	20		20		納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計			
	収 納 対 策 課		29	28	1	29						
	合 計			112	113	1	114	合 計				
川 崎 区 役 所	区 役 所	市民税課	会 計 管 理 係 市 民 税 係 計	15	9 6 15	9 6 15	中 原 区 役 所	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計			
		資産税課	土 地 係		5	5		資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計			
			家屋第 1 係		5	5						
			家屋第 2 係 計	15	5 15	5 15						
	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	20	12 7 19	12 7 19	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計					
		合 計					合 計					
	大 師 支 所 税 務 課	田 島 支 所 税 務 課	管 理 係 収 納 係 市 民 税 係 資 産 税 係 計	28	6 5 5 10 26	1 5 5 10 1	7 5 5 10 27	高 津 区 役 所	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計		
			管 理 係 収 納 係 市 民 税 係 資 産 税 係 計	20	5 4 5 6 20		5 4 5 6 20		資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計		
				収 納 係 市 民 税 係 資 産 税 係 計	20	5 4 5 6 20				5 4 5 6 20	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計
					合 計		98			95		1

(注) 1 課長は課の庶務担当係に含む。

2 財政局税務部長は税制課に含む。

(平成16年4月1日現在)

平成16年4月1日現在

各課 定数	職 員 数			機 構			各課 定数	職 員 数		
	吏 員	事 務 員	計					吏 員	事 務 員	計
18	9		9	宮 前	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計	21	9		9
	5		5					5	1	6
	4		4					5		5
	18		18					19	1	20
17	6		6	区 役	資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計	21	10		10
	5	1	6					6		6
	5		5					4	1	5
	16	1	17					20	1	21
11	9		9	所	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	15	11	1	12
	2		2					3		3
	11		11					14	1	15
46	45	1	46	合 計			57	53	3	56
23	11		11	多 摩	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計	21	9		9
	6		6					5	1	6
	6		6					6		6
	23		23					20	1	21
22	8		8	区 役	資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計	23	10		10
	7		7					7		7
	6	1	7					6		6
	21	1	22					23		23
15	11		11	所	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	14	10	1	11
	3		3					2		2
	14		14					12	1	13
60	58	1	59	合 計			58	55	2	57
21	9	1	10	麻 生	市民税課	会 計 管 理 係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 計	17	8		8
	6		6					5		5
	5		5					4		4
	20	1	21					17		17
21	7	1	8	区 役	資産税課	土 地 係 家屋第 1 係 家屋第 2 係 計	20	10		10
	6		6					5		5
	6	1	7					5		5
	19	2	21					20		20
16	11	1	12	所	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	10	6	1	7
	3		3					2		2
	14	1	15					8	1	9
58	53	4	57	合 計			47	45	1	46
				税 務 職 員 総 数			536	517	14	531

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
財 政 局	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。 (2) 税務組織の調整に関すること。 (3) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。 (4) 市税システムの開発に関すること。 (5) 税務職員の研修に関すること。 (6) 税務査察に関すること。 (7) 市税の不服申立てに関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。 (10) 税務統計に関すること。 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
	(1) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課及び督促に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。 (6) 課税資料に関すること。
	特別徴収の市民税及び県民税の賦課及び督促に関すること。
	(1) 市税収納対策の企画及び推進に関すること。 (2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。 (4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。

機 構	事 務 分 掌
各区役所（川崎区役所を除く）	市 民 税 課 (1) 法人の市民税の賦課に関する事。 (2) 軽自動車税の賦課に関する事。 (3) 事業所税の賦課に関する事。 (4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。 (5) 納税思想の普及高揚に関する事。 (6) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧に関する事。 上記のほか、区の会計事務に関する事。 資産税課 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産(以下「特定償却資産」という。)に係る固定資産税の賦課を除く。)。 納税課 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関する事。
川崎区役所	市 民 税 課 (1) 法人の市民税の賦課に関する事。 (2) 軽自動車税の賦課に関する事。 (3) 事業所税の賦課に関する事(2以上の区に事務所又は事業所を有する個人又は法人に係る調整事務を含む。)。 (4) 市たばこ税の賦課に関する事。 (5) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。 (6) 納税思想の普及高揚に関する事。 (7) 市税の証明及び閲覧に関する事。 上記のほか、区の会計事務に関する事。 資産税課 (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事(特定償却資産に係る固定資産税の賦課を含む。)。 (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事。 納税課 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関する事。
大田・島支所	税 務 課 (1) 法人の市民税の賦課に関する事。 (2) 軽自動車税の賦課に関する事。 (3) 事業所税の賦課に関する事。 (4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。 (5) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事(特定償却資産に係る固定資産税の賦課を除く。)。 (6) 納税思想の普及高揚に関する事。 (7) 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関する事。 (8) 市税の証明及び閲覧に関する事。

3 市税税率等

区 分		平 成 15 年 度			
市 民 税	個 均 等 割	3,000円（県民税 1,000円）			
	人 所 得 割	課税総所得金額			
		200万円以下の金額	3/100	〔県民税 700万円以下の金額 2/100	
		200万円を超え700万円以下の金額	8/100	700万円を超える金額 3/100	
	法 人 税	均 等 割	資本等の金額・従業者数		
50億円超50人超			3,000,000円	1千万円超 1億円以下50人超	150,000
50億円超50人以下			410,000円	1千万円超 1億円以下50人以下	130,000
10億円超50億円以下50人超			1,750,000円	1千万円以下50人超	120,000
10億円超50億円以下50人以下			410,000円	その他の法人等	50,000
1億円超10億円以下50人超			400,000円		
1億円超10億円以下50人以下			160,000円		
法人税割		資本の金額又は出資金額が10億円以上及び保険業法に規定する相互会社			14.7/100
		資本の金額又は出資金額が5億円以上10億円未満			13.5/100
		その他の法人等			12.3/100
固 定 資 産 税		1.4/100（土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満）			
軽 自 動 車 税		1 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ミニカー 2,500円	2 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 2輪 2,400円 (イ) 3輪 3,100円 (ウ) 4輪 乗用 営業用 5,500円 " 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 " 自家用 4,000円 (エ) その他のもの 2,400円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円	3 2輪の小型自動車 4,000	
市 た ば こ 税		旧 3 級品以外の紙巻たばこ等 旧 3 級品の紙巻たばこ	1,000本につき 2,977円 1,000本につき 1,412円	（平成15年6月30日まで2,668 （平成15年6月30日まで1,266	
特 別 土 地 保 有 税	保 有 分	1.4/100（2,000㎡未満）			平成15年度以降
	取 得 分	3/100（2,000㎡未満）			
	遊休土地分	1.4/100（1,000㎡未満）			
事 業 所 税	資 産 割	600円（1,000㎡以下）			
	従 業 者 割	0.25/100（100人以下）			
	新 増 設	6,000円（2,000㎡以下）			平成15年 3 月 31
都 市 計 画 税		0.3/100			

（注）固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の（ ）内は、免税点を示す。

平成16年度		納期（納期限）			
	普通徴収	1期	2期	3期	4期
		6月末日	8月末日	10月末日	1月末日
	特別徴収	6月～翌年5月（毎月） 当月分を翌月10日までに納入			
円 円 円 円	各事業年度終了後2ヶ月以内				
	1期	2期	3期	4期	
	4月末日	7月末日	12月末日	2月末日	
円	5月末日				
円) 円)	翌月末日				
課税の停止	5月末日				
	8月末日又は2月末日				
	5月末日				
	法人 各事業年度終了後2ヶ月以内				
	個人 翌年の3月15日まで				
日をもって適用の廃止	新築又は増築の日から2ヶ月以内				
	固定資産税と同じ				

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平成 15 年
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) " 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円 " 660万超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円
	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円
	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれ
所得	社 会 保 険 料	支払った金額
	小規模企業共済等掛金	支払った金額
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 15,000円以下……………全額 " 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 " 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 " 70,000円超……………35,000円
	損 害 保 険 料	短期損害保険契約に係るもの 支払保険料が1,000円以下……………全額 " 1,000円超3,000円以下……………支払額×1/2+500円 " 3,000円超……………2,000円
	寄 附 金	(「寄附金額」又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金
	老年者・寡婦・寡夫・ 勤労学生・障害者	老年者……………480,000円 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………260,000円 特別障害者……………300,000円 特定の寡婦……………300,000円
	配 偶 者	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 老人……………380,000円(" 610,000円)
	配 偶 者 特 別	配偶者が控除対象配偶者の場合 配偶者の合計所得金額が10万円未満……………330,000円 " 10万円以上15万円未満……………280,000円 " 15万円以上20万円未満……………230,000円 " 20万円以上25万円未満……………180,000円 " 25万円以上30万円未満……………130,000円 " 30万円以上35万円未満……………80,000円 " 35万円以上38万円未満……………30,000円 " 38万円……………0円
	扶 養	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 特定……………450,000円(" 680,000円) 老人……………380,000円(" 610,000円) 同居老親等……………450,000円(" 680,000円)
	基 礎	330,000円
税 額 控 除	配 当	配当所得の金額×2%(県民税0.8%)(課税総所得金額が1千万円を超える場 (私募証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))
定 率 控 除		市県民税所得割額×15%(限度額 4万円)
参 考	退 職 所 得 控 除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年) (障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)
	老 年 者 控 除 の 範 囲	合計所得金額 1,000万円以下(年齢 65歳以上)
	障・老・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下

度	平	成	16	年	度
---	---	---	----	---	---

万円」の多い方の金額

れか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)

個人年金保険料だけの場合

支払保険料が 15,000円以下…………… 全額
 “ 15,000円超40,000円以下…………… 支払額×1/2+7,500円
 “ 40,000円超70,000円以下…………… 支払額×1/4+17,500円
 “ 70,000円超…………… 35,000円

生命保険と個人年金保険が両方ある場合

左の算式で求めたそれぞれの額の合計(限度額 7万円)

長期損害保険契約に係るもの

支払保険料が 5,000円以下…………… 全額
 “ 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円
 “ 15,000円超…………… 10,000円

短期と長期の両方がある場合

左の算式で求めたそれぞれの額の合計(限度額 10,000円)

額) -10万円

配偶者が控除対象配偶者ではない場合

配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満…………… 330,000円
 “ 45万円以上50万円未満…………… 310,000円
 “ 50万円以上55万円未満…………… 260,000円
 “ 55万円以上60万円未満…………… 210,000円
 “ 60万円以上65万円未満…………… 160,000円
 “ 65万円以上70万円未満…………… 110,000円
 “ 70万円以上75万円未満…………… 60,000円
 “ 75万円以上76万円未満…………… 30,000円

合の超える部分の金額は×1%(県民税0.4%))

5 所得税の諸控除

区 分		平成14年 分
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) " 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円 " 660万超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円
	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円
	雑 損	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれれ
所得	社 会 保 険 料	支払った金額
	小規模企業共済等掛金	支払った金額
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 25,000円以下……………全額 " 25,000円超50,000円以下……………支払額×1/2+12,500円 " 50,000円超100,000円以下……………支払額×1/4+25,000円 " 100,000円超……………50,000円
	損 害 保 険 料	短期損害保険契約に係るもの 支払保険料が2,000円以下……………全額 " 2,000円超4,000円以下……………支払額×1/2+1,000円 " 4,000円超……………3,000円
	寄 付 金	(「寄付金額」又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金額)
	老年者・寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	老年者……………500,000円 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………270,000円 特別障害者……………400,000円 特定の寡婦……………350,000円
	配 偶 者	一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 老人……………480,000円(" 830,000円)
	配 偶 者 特 別	配偶者が控除対象配偶者の場合 配偶者の合計所得金額が 5 万円未満……………380,000円 " 5 万円以上10万円未満……………330,000円 " 10万円以上15万円未満……………280,000円 " 15万円以上20万円未満……………230,000円 " 20万円以上25万円未満……………180,000円 " 25万円以上30万円未満……………130,000円 " 30万円以上35万円未満……………80,000円 " 35万円以上38万円未満……………30,000円 " 38万円……………0円
	扶 養	一般……………380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 特定……………630,000円(" 980,000円) 老人……………480,000円(" 830,000円) 同居老親等……………580,000円(" 930,000円)
	基 礎	380,000円
税額控除	配 当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))
	住 宅 借 入 金 等 特 別	平成14年1月1日～15年12月31日までに居住を開始した場合(控除期間は10年間) 借入金の年末残高が [10年間] 5 千万円以下……………残高×1% 5 千万円超……………50万円
	政 党 等 寄 附 金 特 別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－1万円)×30%(限度額 所
	外 国 税 額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除
定 率 減 税 額		所得税額の20%(限度額 25万円)

	平	成	15	年	分
--	---	---	----	---	---

円」の多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)

か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)

個人年金保険料だけの場合

支払保険料が	25,000円以下	全額
"	25,000円超50,000円以下	支払額×1/2+12,500円
"	50,000円超100,000円以下	支払額×1/4+25,000円
"	100,000円超	50,000円

生命保険と個人年金保険が両方ある場合

左の算式で求めたそれぞれの額の合計(限度額 10万円)

長期損害保険契約に係るもの

支払保険料が	10,000円以下	全額
"	10,000円超20,000円以下	支払額×1/2+5,000円
"	20,000円超	15,000円

短期と長期の両方がある場合

左の算式で求めたそれぞれの額の合計(限度額 15,000円)

- 1 万円

配偶者が控除対象配偶者ではない場合

配偶者の合計所得金額が	38万円超40万円未満	380,000円
"	40万円以上45万円未満	360,000円
"	45万円以上50万円未満	310,000円
"	50万円以上55万円未満	260,000円
"	55万円以上60万円未満	210,000円
"	60万円以上65万円未満	160,000円
"	65万円以上70万円未満	110,000円
"	70万円以上75万円未満	60,000円
"	75万円以上76万円未満	30,000円

の金額は×5%)

得税額の25%)

いた額×国外所得総額÷所得総額)

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税 目 別	平成 11 年 度		平成 12 年 度		平成 13 年 度		平成 14 年 度
	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額
総 額	829,139,832	761,566,361	863,587,989	790,965,559	848,109,501	780,772,805	834,256,191
所得 税	186,006,669	173,274,278	197,633,431	184,851,342	187,325,833	174,970,239	168,350,956
源泉 分	134,745,227	129,182,279	145,393,361	139,979,931	136,866,429	131,384,635	120,695,747
申告 分	51,261,442	44,091,999	52,240,071	44,871,412	50,459,404	43,585,603	47,655,209
法人 税	62,757,678	61,923,195	103,036,865	102,121,954	73,732,922	72,375,876	71,413,836
法人 特 別 税	201	47	154	112	30	—	—
法人 臨 時 特 別 税	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	50,233,617	32,691,274	53,193,519	33,306,526	45,524,305	32,182,716	43,540,995
地 価 税	1,635	825	798	1	924	921	3
消 費 税	89,003,043	82,838,654	91,525,869	85,096,418	95,724,984	88,926,867	92,922,884
酒 税	21,987,066	21,987,066	21,867,071	21,866,999	22,090,848	22,090,814	X
たばこ税・たばこ特別税	3,320	2,713	653	46	607	—	113
石 油 税	—	—	4,952	4,952	—	—	—
有 価 証 券 取 引 税	—	—	4	4	—	—	—
旧 酒 税	15,701	39	14,551	—	9,084	7	X
揮発油税・地方道路税	415,694,240	385,421,700	393,429,907	360,849,585	421,250,729	387,786,969	436,404,550
石 油 ガ ス 税	256,116	250,262	257,609	252,067	246,396	241,021	247,760
自 動 車 重 量 税	—	—	3	3	—	—	—
印 紙 収 入	3,180,545	3,176,307	2,622,602	2,615,550	2,202,838	2,197,376	2,261,641
川崎南税務署取扱分	587,346,378	547,936,234	585,497,470	543,278,237	604,771,110	562,075,616	609,029,539
川崎北税務署取扱分	190,135,176	169,715,667	225,764,223	205,756,742	191,590,396	175,248,174	179,848,642
川崎西税務署取扱分	51,658,279	43,914,460	52,326,296	41,930,580	51,747,994	43,449,015	45,378,009

(注) 1 平成13年度までの総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。

2 表中「X」は、東京国税局において個人情報保護の観点から計数を秘匿することとされているもの

3 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道府県それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税 目 別	平成 11 年 度		平成 12 年 度		平成 13 年 度		平成 14 年 度
	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額	調 定 額	収 入 額	調 定 額
総 額	84,237,053	79,630,578	96,325,063	90,953,871	95,207,561	90,267,143	87,879,122
県 民 税 個 人	37,270,772	34,047,670	36,488,671	33,202,700	36,994,779	33,662,872	36,933,680
県 民 税 法 人	4,978,639	4,971,305	6,855,661	6,841,814	6,967,534	6,959,489	5,914,025
県 民 税 利 子 割	1,146,414	1,146,414	988,595	988,595	704,488	704,499	455,375
事 業 税 個 人	3,697,417	3,503,107	3,740,574	3,548,014	4,065,176	3,863,740	4,164,702
事 業 税 法 人	23,890,461	23,920,922	34,197,275	34,187,859	33,884,724	33,888,770	28,251,585
不 動 産 取 得 税	6,614,416	5,747,079	7,177,724	6,135,439	6,419,808	5,521,851	6,417,886
ゴ ル フ 場 利 用 税	82,995	82,995	76,369	76,369	75,667	75,667	76,912
特 別 地 方 消 費 税	461,922	406,734	92,289	51,809	—	—	—
狩 猟 者 登 録 税	1,866	1,866	1,650	1,650	1,483	1,483	1,326
臨 時 特 例 企 業 税	—	—	—	—	—	—	27,236
軽 油 引 取 税	6,090,938	5,801,271	6,705,182	5,918,549	6,053,289	5,580,090	5,614,900
入 猟 税	1,214	1,214	1,073	1,073	965	965	863
旧 法 に よ る 税	—	—	—	—	39,651	7,717	20,633
川崎県税事務所取扱分	60,735,658	56,962,042	67,540,895	63,699,336	64,629,646	60,763,900	63,475,022
高津県税事務所取扱分	18,648,393	18,061,717	23,627,480	22,436,589	25,584,382	24,781,093	20,015,821
麻生県税事務所取扱分	4,853,002	4,606,819	5,156,688	4,817,946	4,993,533	4,722,150	4,388,279

(注) 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。

(単位 千円・%)

4 年 度	平 成 15 年 度		前 年 比									
収 納 済 額	徴 収 決 定 済 額	収 納 済 額	11 年 度		12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度	
			徴収決 定済額	収 納 済 額	徴収決 定済額	収 納 済 額	徴収決 定済額	収 納 済 額	徴収決 定済額	収 納 済 額	徴収決 定済額	収 納 済 額
763,827,809	857,160,515	790,345,931	93.2	93.7	104.2	103.9	98.2	98.7	98.4	97.8	102.7	103.5
157,065,378	167,745,116	157,678,704	87.2	86.7	106.3	106.7	94.8	94.7	89.9	89.8	99.6	100.4
115,889,671	120,352,188	116,083,814	83.8	83.4	107.9	108.4	94.1	93.9	88.2	88.2	99.7	100.2
41,175,707	47,392,928	41,594,890	97.7	97.9	101.9	101.8	96.6	97.1	94.4	94.5	99.4	101.0
70,510,655	63,571,086	62,742,939	88.6	90.3	164.2	164.9	71.6	70.9	96.9	97.4	89.0	89.0
—	—	—	17.1	6.4	76.6	238.3	19.5	皆減	皆減	—	—	—
—	—	—	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—	—	—
27,486,508	41,186,479	28,658,234	87.5	92.8	105.9	101.9	85.6	96.6	95.6	85.4	94.6	104.3
—	—	—	24.5	14.1	48.8	0.1	115.8	著増	0.3	皆減	皆減	—
86,406,425	96,030,578	88,773,054	97.7	97.6	102.8	102.7	104.6	104.5	97.1	97.2	103.3	102.7
X	X	X	115.3	115.3	99.5	99.5	101.0	101.0	—	—	—	—
80	43,098	43,048	4.0	3.4	19.7	1.7	93.0	皆減	18.6	皆増	著増	著増
—	—	—	皆減	皆減	皆増	皆増	皆減	皆減	—	—	—	—
—	—	—	皆減	皆減	皆増	皆増	皆減	皆減	—	—	—	—
X	X	X	98.3	205.3	92.7	皆減	62.4	皆増	—	—	—	—
400,746,078	468,873,203	432,745,561	95.6	96.0	94.6	93.6	107.1	107.5	103.6	103.3	107.4	108.0
247,760	254,562	254,562	98.0	95.7	100.6	100.7	95.6	95.6	100.6	102.8	102.7	102.7
—	—	—	—	—	皆増	皆増	皆減	皆減	—	—	—	—
2,258,427	2,815,372	2,813,494	112.2	112.2	82.5	82.3	84.0	84.0	102.7	102.8	124.5	124.6
564,716,976	628,213,618	583,036,320	93.6	94.1	99.7	99.1	103.3	103.5	100.7	100.5	103.1	103.2
160,843,072	181,869,949	165,823,888	93.0	91.1	118.7	121.2	84.9	85.2	93.9	91.8	101.1	103.1
38,267,761	47,076,948	41,485,723	88.8	100.3	101.3	95.5	98.9	103.6	87.7	88.1	103.7	108.4

である。

税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分も、それ

(単位 千円・%)

4 年 度	平 成 15 年 度		前 年 比									
収 入 額	調 定 額	収 入 額	11 年 度		12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度	
			調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
83,049,942	90,827,038	86,354,056	90.4	90.3	114.3	114.2	98.8	99.2	92.3	92.0	103.4	104.0
33,628,223	35,695,950	32,590,922	99.2	100.4	97.9	97.5	101.4	101.4	99.8	99.9	96.6	96.9
5,884,500	6,815,833	6,793,283	78.8	78.7	137.7	137.6	101.6	101.7	84.9	84.6	115.2	115.4
455,375	457,984	457,984	83.0	83.0	86.2	86.2	71.3	71.3	64.6	64.6	100.6	100.6
3,967,885	4,207,772	4,024,950	89.0	88.5	101.2	101.3	108.7	108.9	102.4	102.7	101.0	101.4
28,191,121	32,963,078	32,958,017	77.8	77.8	143.1	142.9	99.1	99.1	83.4	83.2	116.7	116.9
5,672,814	4,720,864	4,004,244	112.8	119.0	108.5	106.8	89.4	90.0	100.0	102.7	73.6	70.6
76,912	73,337	73,337	79.6	79.6	92.0	92.0	99.1	99.1	101.6	101.6	95.4	95.4
—	—	—	96.4	93.8	20.0	12.7	皆減	皆減	—	—	—	—
1,326	43	43	82.0	82.0	88.4	88.4	89.9	89.9	89.4	89.4	3.2	3.2
27,236	1,140,854	1,140,854	—	—	—	—	—	—	皆増	皆増	著増	著増
5,141,137	4,747,566	4,309,168	92.7	90.1	110.1	102.0	90.3	94.3	92.8	92.1	84.6	83.8
863	28	28	82.0	82.0	88.4	88.4	89.9	89.9	89.4	89.4	3.2	3.2
2,551	3,728	1,226	—	—	—	—	皆増	皆増	52.0	33.1	18.1	48.1
59,741,865	61,062,426	57,661,428	93.3	93.2	111.2	111.8	95.7	95.4	98.2	98.3	96.2	96.5
19,123,971	25,252,891	24,319,421	66.6	66.9	126.7	124.2	108.3	110.4	78.2	77.2	126.2	127.2
4,184,106	4,511,721	4,373,207	皆増	皆増	106.3	104.6	96.8	98.0	87.9	88.6	102.8	104.5